

## 令和7年 冬の交通安全運動実施要綱

### そのお酒、抜けてないよ

酔いがさめるまでの時間の目安

お酒1単位 (純アルコール20gを含む酒量)	分解するのに約4時間 (体重60kgの標準的な成人男性の場合) ※性別、年齢、体重、体質などで変わります。
ビール 500ml	2単位なら約8時間
日本酒 1合180ml	3単位なら約12時間…
ワイン プラス2杯200ml	

睡眠中はさらに分解が遅くなります。翌朝も要注意！ (飲酒応援オンラインより)



### ゼブラ・ストップで事故ストップ！

- ゼ 前方 前をよく見て安全運転！
- ブ ブレーキ 横断歩道手前ではブレーキ操作で安全確認！
- ラ ライト 横断歩道でもヨライト！ 前照灯・ライトアップ・右(ライト)からの歩行者に注意

### 自転車利用時はヘルメットを着用しよう

自転車乗車用ヘルメットの着用促進をしています。また、特設サイトにて、12月31日（水）まで、ヘルメットのプレゼントキャンペーンを実施していますので、是非ご応募ください。

QRコード

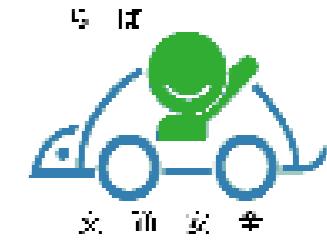
自転車乗車用ヘルメット着用率向上に向けた取組  
【千葉県ホームページ】



「わたくしは、ヘルメット家族です。」

#### 運動名

令和7年 冬の交通安全運動



#### 期間

12月10日（水）から12月19日（金）までの10日間

#### 目的

年末は、飲酒の機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。さらに、この時期は、日没が早く日の出も遅いことから、夕暮れ・夜間・明け方の交通事故の増加も心配されます。

運動期間中に、交通安全教育や広報啓発活動を集中的に展開することにより、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践し、交通事故の防止を図ることを目的に実施します。

#### スローガン

飲酒運転は絶対しない、させない、許さない

#### 運動重点

- 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進
- 夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止
- 自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】

# 運動重点

## 1 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進

飲酒運転は、いまだに後を絶たず、運転者だけでなく家族や周りの方まで不幸にするとても悪質な行為です。

家族・職場・地域において、飲酒運転の危険性について共有し、みんなで「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会を実現しましょう。

### 【推進事項】

(1) 「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」の周知と「千葉県飲酒運転根絶計画」で定められた目標の達成に向けた取組の推進

【千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例の概要】



■国民の誓願  
・飲酒運転をしない。  
・飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深める。  
・身の回りで飲酒運転の根絶を図るための取り組みに努める。  
・飲酒運転を見つけたら警察へ通報するよう努める。

■すべての事業者の役割など  
・車を運転する際の運転者の飲酒の前悔の確認に努める。  
・飲食店に対し飲酒運転根絶に関する教育、指導などに努める。  
・飲食店が運転中に違反した場合  
・開かず車両に違反した車両を通報。  
・車両者は、アルコールチェックや飲酒、醉酒などを防ぐべきではない。

■飲食店の役割など  
・ポスターなどの飲酒運転根絶に関する情報交換の掲示に努める。  
・利用客の交通手段の確認に努め、利用者が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。  
・過顔を提供した利用客が違反した場合  
・開かず飲食店に違反した事実を通報。  
・飲食店は、ポスター掲示や交通手段の確認などを行わなければならぬ。  
・1年以内に両面通報を受けた場合、開かず飲酒運転防止掲示に関する掲示が行われる。  
・掲示に従わないとときは、県は店名などを公表し、掲示面の掲示を命令する。  
・掲示面を撤去しないときは5万円以下の過料

その他、酒類小売業者、タクシー事業者、運転代行業者、駐車場所有者、イベント等主催者などの役割についても規定されています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

(2) 事業者・飲食店に対する飲酒運転根絶宣言の積極的な働き掛け

千葉県では、飲酒運転の根絶を宣言する事業所と飲食店の登録を行っています。登録後、県が登録証の交付、啓発物資の配布、事業所名又は飲食店名及び所在地（市町村名のみ）を県ホームページに掲載（同意が得られた場合に限る）を行います。

(3) 飲酒運転や周辺者三罪（同乗罪、車両提供罪、酒類提供罪）の取締りによる悪質運転者の排除

飲酒運転をしている運転者に関する情報、飲酒運転を助長している店舗に関する情報などがあれば、「飲酒運転取締りメールBOX」を活用してください。

※緊急性がある場合は、迷わず110番通報してください。

(4) ハンドルキーパー運動の普及促進

この運動は、「自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送りと届ける。」というものです。

ハンドルキーパーがないときは、運転代行を手配しておきましょう。



認定自動車運転代行業者一覧表  
【千葉県警ホームページ】

## 2 夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止

年末は、夕暮れ・夜間・明け方の交通事故が増加する傾向にあります。特に、午後5時台における高齢者歩行中に係る重大事故が増加します。

みんながともに交通事故防止の意識をもって安全行動を心掛けましょう。

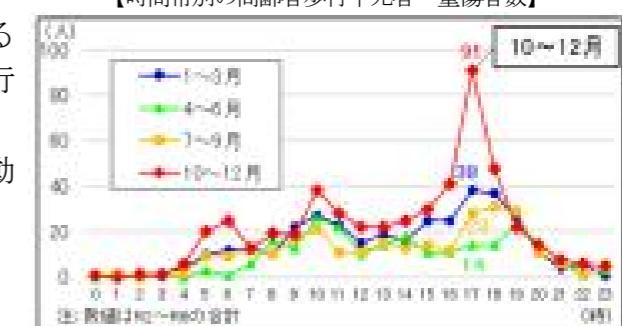
### 【推進事項】

(1) 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

- 歩行者による横断意思の明示（手を上げる、手で合図する、運転者と目を合わせるなど）
- 横断歩道を渡る、信号を守ること等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知
- 「キラリアップ☆ちば」による反射材の着用促進  
(キ: 危険を回避、ラ: ライトアップ、リ: リフレクター (反射材) やLEDライト)
- 高齢者に対する参加、体験、実践型の交通安全教育の推進

(2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- 「ゼブラ・ストップ」の徹底  
(横断歩道手前での前方確認、ブレーキ操作、3 (サン)・ライトの徹底、確実なストップ)
- 歩行者優先意識のほか、信号無視、一時不停止、速度超過、ながらスマホの禁止など、基本的な交通ルールの遵守の徹底



## 3 自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

【自転車乗車用ヘルメット着用率調査結果・警察庁】

令和8年4月1日から、自転車の交通反則通告制度が導入され、交通違反で検挙された後の手続が大きく変わります。また、令和7年の千葉県における自転車乗用中のヘルメット着用率は、全国平均21.2%に対して7.9%と低い状況です。命を守るために、ヘルメットを着用しましょう。

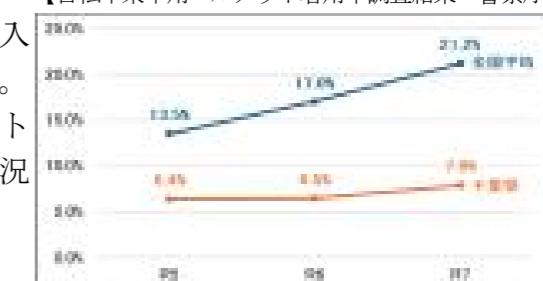
### 【推進事項】

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底

- 飲酒運転、信号無視、一時不停止、夜間の無灯火走行等の基本的な交通ルールの周知
- 改正道路交通法「酒気帯び運転」、「ながらスマホ」の広報啓発の推進
- 令和8年4月1日施行される16歳以上の交通違反に対する交通反則通告制度の周知
- 自転車損害賠償保険への加入・定期的な点検整備など「ちばサイクルルール」の周知
- 自転車運転者講習制度の周知

(2) 自転車利用時の乗車用ヘルメット着用促進

- 全ての自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用促進
- 乗車用ヘルメット着用の必要性・効果に関する理解を深めさせる交通安全教育の推進



ヘルメット購入補助を行っている  
市町村ホームページリンク先  
【千葉県ホームページ】

自転車の安全利用促進  
自転車ルールブック  
【警察庁ホームページ】